

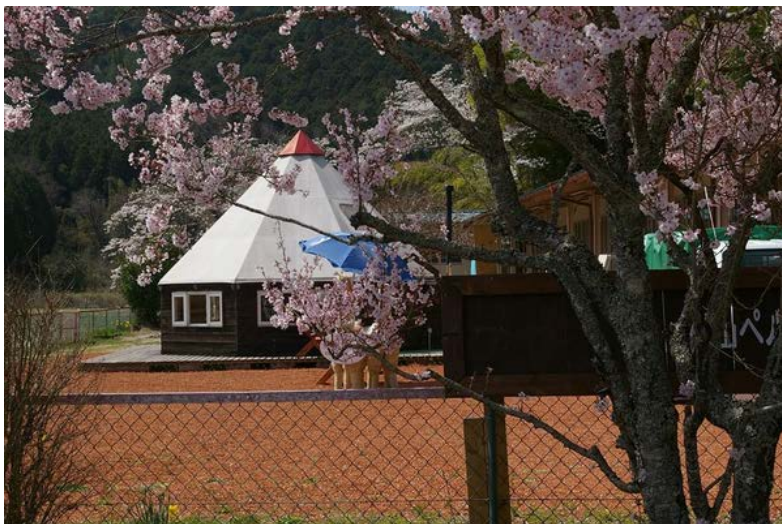
平成30年度

城南地区まちづくり協議会 通常総会議案書

と き 平成30年5月26日(土)13:30～
ところ コミュニティセンター城南会館 2F

総会次第

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 来賓あいさつ
4. 議長選出および書記指名
5. 議事
 - ・ 1号議案 平成29年度 事業報告(活動実績)
 - ・ 2号議案 平成29年度 会計報告・監査報告
 - ・ 3号議案 組織・制度の変更について
 - ・ 4号議案 役員・組織の承認について
 - ・ 5号議案 規約改正について
 - ・ 6号議案 平成30年度 事業計画(案)について
 - ・ 7号議案 平成30年度 予算(案)について
6. 議長解任
7. 城南児童クラブ活動報告
8. 閉会のことば



参考資料:

城南児童クラブ活動報告 P23-P25
城南地区まちづくり協議会運営協力団体 P26-P27
城南地区まちづくり協議会規約 P28-P31
篠山市地区のまちづくり推進条例 P32-P33

まちづくり協議会役員の行動規範

- 🌈 私たちは、地域住民から成長、発展を望まれる団体となり、社会的良識を持ち行動します。
- 🌈 私たちは、役員としての自覚を持ち、規律ある行動をします。
- 🌈 私たちは、定める規則、基本ルールを守り責任ある言動につとめます。
- 🌈 私たちは、地域の発展と個人の幸福を両立させ、豊かで充実した個人の生活の実現に努力します。

情報の適正管理

- 🌈 私たちは、業務上知り得た個人情報を厳正に且つ適正に管理し、正当な業務以外には使用しません。
- 🌈 私たちは業務上知り得た情報を利用して自らの利益を図ったり部外に情報を漏洩させたりしません。

適正な会計処理と資産管理

- 🌈 私たちは、一般に公正・妥当と認められる会計の習慣に従って会計の処理を行います。
- 🌈 私たちは、協議会の資産を効率的に、かつ適正に活用および管理し、不当、不正な目的には使用しません。

平成29年度 城南地区まちづくり協議会活動実績報告

実施日(曜日)	実施内容および計画内容	実施場所	参加者
5月8日(月)	城南幼稚園さつまいも定植	アグリステーション	城南幼稚園
5月13日(土)	まち×むら交流 (成徳米田植え、太古の生き物館)	野中、並木道公園	成徳地区住民
5月15日(月)	会計監査	コミセン城南会館	役員・関係者
5月20日(土)	城南地区まちづくり協議会定期総会 ・組織改変・活動計画・決算報告、承認	コミセン城南会館	住民、来賓
6月23日(金)	城南小学校黒大豆定植	アグリステーション	城南小学校4年生
7月8日(土)	まち×むら交流 (成徳米生育状況観察・生き物観察)	アグリ、東雲高校	成徳地区住民
7月18日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
7月22日(土)	サマーフェスタ(小PTA、アグリ共催)	小学校、アグリ	役員・関係者
8月16日(火)	まち×むら交流(デカンショ祭り)	コミセン城南会館	関係者 成徳地区住民
8月22日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
8月26日(土)	先進地見学 豊岡市中谷農事組合法人	中谷農事組合他	関係者
8月27日(日)	囲碁ボール大会(体育部)	小学校体育館	地区住民希望者
9月10日(日)	まち×むら交流 (成徳米収穫祭・サツマモ掘り)	岩崎公民館～同圃場	成徳地区住民
9月17日(日)	体育大会(体育部)リサイクルバザー(文化部) 体育大会は、雨天につき前日準備のみ	小学校運動場 コミセン城南会館	地区住民
9月19日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	地区住民希望者
10月11日(水)	城南幼稚園サツマイモ堀	アグリステーション	城南幼稚園
10月21日(土)	成徳まつり	六甲道南公園	関係者
10月17日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
10月19日(水)	城南小学校黒枝豆収穫	アグリステーション	城南小学校
11月5日(日)	文化祭・収穫祭(文化部・産業振興農業部)	小学校体育館	地区住民
11月7日(火)	城南幼稚園焼き芋大会	アグリステーション	城南幼稚園
11月21日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
11月22日(水)	加西市富田まち協見学受入	アグリステーション	関係者
11月25日(土)	お宝ウォーキング(体育部)	龍蔵寺	地区住民希望者
12月19日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
12月21日(木)	城南幼稚園もちつき体験	アグリステーション	城南幼稚園
1月16日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
1月20日(土)	城南地区まちづくり懇談会(文化部)	コミセン城南会館	関係者
1月29日(月)	やすらぎ園といきいき塾1年の振り返り	コミセン城南会館	健康福祉部
2月18日(日)	県地域大作戦 神戸ハーバーランド®️出展	ハーバーランド®️スペースシアター	関係者
3月3日(土)	30年度事業計画検討会	コミセン城南会館	関係者、全部員

平成 29 年度：城南地区まちづくり協議会収支決算書

平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日

(収 入 の 部)

(単位：円)

科 目		決 算 額	摘 要
項 目			
前年度からの繰越金		864,691	
1. 売上・収入		1,717,051	
1. 総務部（マルシェ）		116,669	売上手数料
2. アグリステーション部		1,248,382	黒大豆莢豆、加工食品、コーヒー、施設維持協力金 他
3. 会員会費		352,000	@400円×880人
2. (県) 交付金		1,800,000	
1. アグリステーション 開設・運営補助金		1,800,000	がんばる地域交流・自立応援事業 1,000,000円、 地域おこし協力隊等起業家モデル事業 800,000円
3. (市) 交付金		1,553,500	
1. 事務員費		382,500	
2. まちづくり運営補助金		635,500	
3. まちづくり計画活動金		535,500	
4. (他) 交付金		25,000	
1. 産振部視察バス補助金		25,000	公益社団法人 兵庫みどり公社
5. (本部) 補助金		1,170,668	
1. 総務部（マルシェ）		81,584	
2. アグリステーション部		1,089,084	
6. その他収入		337,000	
1. バザー売上		62,200	
2. 収穫祭売上		6,200	
3. コピー機使用料		80,000	
4. 成徳食事代		123,600	
5. バス視察参加負担金		25,000	
6. その他		40,000	
7. 受取利息		2	
8. 受取配当金		160	JA出資金配当
収 入 合 計		7,468,072	
* 預金収入調整項目		-1,170,668	
No.5 (本部) 補助金		-1,170,668	本部と事業部との振替金額の為、現金入金は無し
預 金 収 入 合 計		6,297,404	

(支 出 の 部)

(単位：円)

科 目		決 算 額	摘 要
項 目			
1. 原価（総務—マルシェ）		198,253	原価明細費は別紙にて記載
2. 原価（アグリステーション部）		2,939,315	原価明細費は別紙にて記載
3. 事業費（総務部）		266,061	
1. 広報誌		195,861	
2. 敬老会		60,000	
3. その他		10,200	
4. 事業費（生活環境部）		181,980	
1. 表示板		181,980	「危ない」表示板作成費
5. 事業費（ふれあい教育部）		48,970	
1. 真夏のフェスタ		48,970	イベント費用

(ハ°-ジ°：1)

(支 出 の 部)

(単位:円)

科 目	決 算 額	摘 要
項 目		
6. 事業費 (体育部)	79,383	
1. 体育祭	26,824	
2. 囲碁ボール大会	12,333	
3. ウォーキング	8,884	
4. グランドゴルフ	31,342	
7. 事業費 (文化部)	96,665	
1. バザー	10,813	
2. 文化祭	85,852	
8. 事業費 (産業振興農業部)	285,797	
1. まちむら交流	16,330	成徳交流 (田植え、生き物観察、デカンショ踊り、稲刈り)
2. 先進地視察	211,697	バスチャーター代 他
3. 収穫祭	57,770	品評会賞品代 他
9. 事務局	379,709	
1. 切手代	16,420	
2. 事務用品	50,874	
3. その他	312,415	イス購入 他
10. 報酬・手当	380,000	事務員手当
11. 補助金充当費	1,626,887	
1. 総務 (マルシェ)	81,584	
2. アグリステーション部	1,545,303	
12. 修繕費	17,000	
13. 光熱水費	32,784	
1. 水道代	32,784	
14. 通信費	82,691	
1. 光通信費	82,691	
15. 支払手数料	632	
16. 事務消耗品費	344,147	
1. コピー機使用料	344,147	
次年度への繰り越し金	617,693	
支 出 合 計	7,577,967	
* 預金支出調整項目	-1,280,563	
収入の部のNo.5 (本部) 補助金	-1,170,668	本部と事業部との振替金額の為、現金支出は無し (No.11補助金充当費)
資産勘定 (固定資産購入の為)	129,600	固定資産 (ハート加工機) 購入
H29年度固定資産減価償却費	-361,702	加工製造設備 ¥ 227,501、冷蔵ショーケース ¥ 94,642、ハート加工機 ¥ 39,559
H28年度未払費用	150,000	H28年度に未払費用及び経費計上 (脱英機)、H29年度支払い
H29年度未払金	-27,793	アグリステーション部の原価に計上 (借入金利息)、H30年度に支払い分
預 金 支 出 合 計	6,297,404	

(ハート : 2)

城南地区まちづくり協議会

原 価 明 細

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

総務部（マルシェ）

単位（円）

科 目	金 額	摘 要
1.人件費	115,500	出役費
2.交通費	82,753	ガソリン代、高速代
合計	198,253	

アグリステーション部

単位（円）

科 目	金 額	摘 要
1. 事業税・法人税等	72,000	H28年度分法人県民税、市民税
2. 固定資産税	22,600	H28年度分固定資産税
3. 減価償却費	361,702	H29年度分固定資産減価償却費
4. 支払利息	27,793	長期借入金利息
5. 人件費	806,241	出役費
6. 報酬・手当	114,800	税理士、経営情報システム、黒豆栽培指導費
7. 材料・商品仕入れ	380,453	食材及び商品仕入れ、他
8. 交通費	30,970	高速代、電車代、駐車料、等
9. 広告宣伝費	283,554	電柱広告掲出料、看板製作費
10.業務委託費	111,728	農地全耕、畝立て全耕、黒豆中耕婆培土、等
11.水道光熱費	226,372	ガス代、電気代
12.什器・備品	57,003	噴霧器、等
13.交際費	24,052	食の未来塾懇親会及び忘年会、等
14.事務消耗品費	4,569	IT°-機用紙代、インク代、等
15.支払手数料	13,764	振込手数料、送金手数料、等
16.会議費	3,065	特産品商品化打合せ、等
17.運送費	1,800	はっぱや配送費
18.修繕費	249,960	IT°-機修理代、IT°ン点検・保守、等
19.賃借料	16,486	農地借上げ料
20.通信費	184	切手代
21.保険料	9,000	製造物賠償責任保険料
22.研究開発費	6,683	特産品サンプル購入、視察研究費
23.雑費	114,536	お茶、飲料、弁当代、等
合 計	2,939,315	

監査報告書

「城南地区まちづくり協議会」

会長 松尾与史彦様

私たちは、平成29年度における「城南地区まちづくり協議会」の事業及び
会計の監査を行ったので、その結果を次の通り報告いたします。

1. 「城南地区まちづくり協議会」の会計について帳簿、預金通帳及び証拠書類を

監査したところ適正かつ正確に処理されていることを認めます。

2. 各種事業執行について決済書類等を閲覧するなど事業執行の妥当性を検討

したところ、事務報告の内容は法令及び定款に従い、団体の状況を正しくしめし

ているものと認めます。

平成30年5月22日

監事

森谷 茂巳



監事

田中 常夫



平成29年度 城南地区まちづくり協議会 健康福祉部 会計決算書

(いきいき塾)

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

収入の部

単位：円

項 目	前年度決算額	決 算 額	比較増減	内 訳
繰越金	0	39,200	39,200	
借入金	50,000	0	-50,000	
事業受託金	0	70,000	70,000	介護予防事業受託料
預金利息	0	0	0	
合 計	50,000	109,200	59,200	

支出の部

単位：円

項 目	前年度決算額	決 算 額	比較増減	内 訳
手当	0	42,000	42,000	見守りスタッフ報酬
備品費	10,800	8,704	-2,096	血压計
事務消耗費	0	1,230	1,230	郵便料
返還金	0	0	0	
合 計	10,800	51,934	41,134	

収入合計 109,200 円

支出合計 51,934 円

差引残高 57,266 円

上記のとおり、平成29年度城南地区まちづくり協議会健康福祉部の会計決算を報告し、
差引残高57,266円を平成30年度へ繰越しいたします。

平成30年3月31日

城南地区まちづくり協議会

健康福祉部部长 酒井 優

健康福祉部副部长

(会 計)

佐圓 正樹



会計監査報告

上記決算について、会計に関する関係諸帳簿、証拠書類等を閲覧し監査したところ
正確且つ適正に処理されていることを認めます。

平成30年5月22日

会計監査 委員

委員

田中常夫

田中常夫

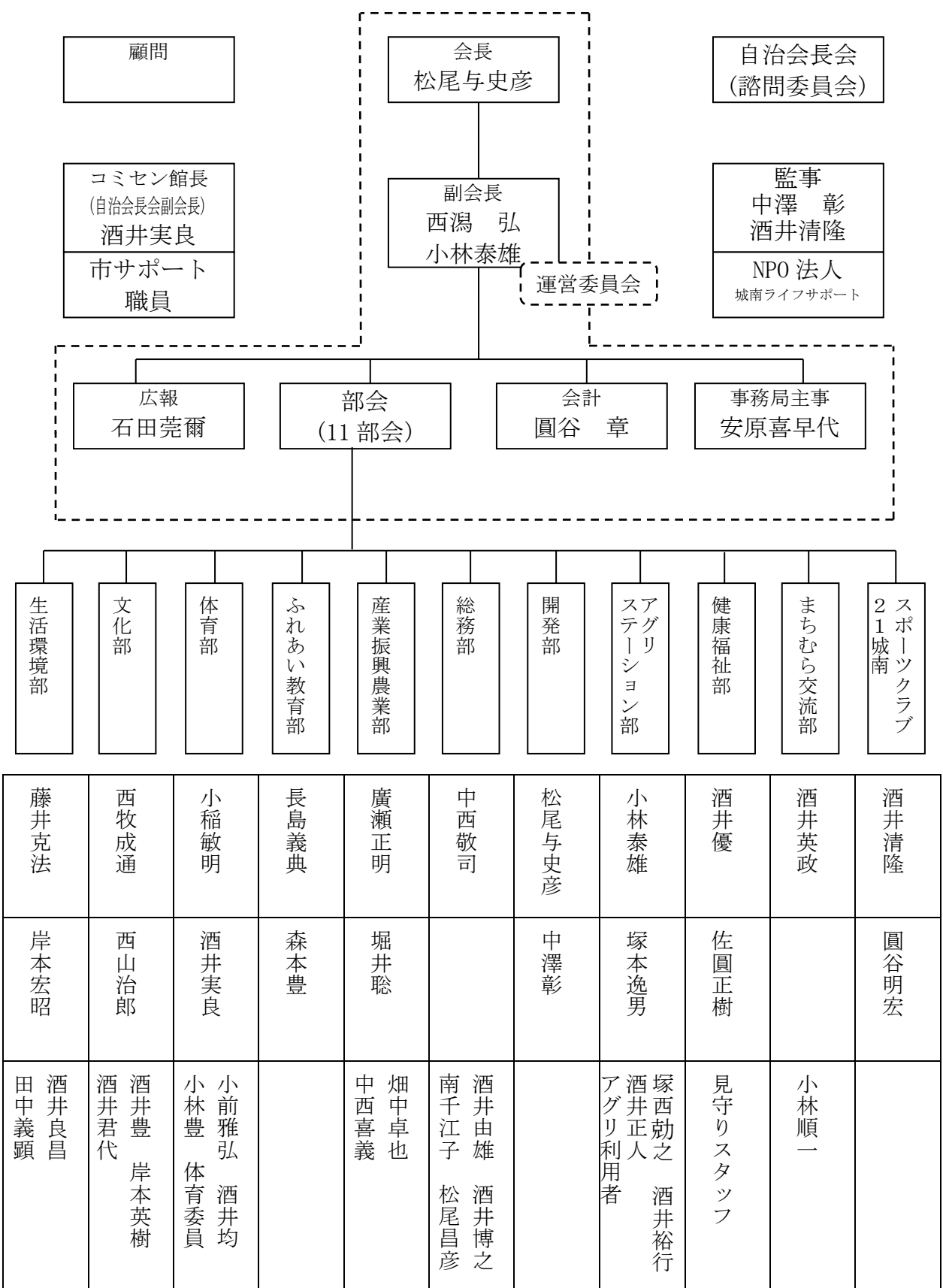


組織・制度の変更 ~~＝(案)＝~~

まちむら交流部の新設

都市と農村の交流事業として、平成22年3月協定に基づき神戸市灘区成徳地区と田植えや稲刈り、さつまいも掘り、生き物観察や篠山市の名所案内、デカンショ祭りへの参加、野菜市として定期的に成徳での出張販売等々多彩な活動が続けてきた。事業の内容によって、産業振興農業部、文化部、総務部等が所管してきたが、間もなく10周年を迎えるにあたり、新たに部を新設し一元的に所管することにより、総合的にかつより効率的な運用が期待できる。

城南地区まちづくり協議会 組織及び役員(案)



城南地区まちづくり協議会役員

役 職	氏名	自治会名
会長	松尾与史彦	真南条下
副会長	西潟 弘	野中
副会長	小林泰雄	真南条上
生活環境部長	藤井克法	ひまわり
同副部長	岸本宏昭	リバーサイド野中
文化部長	西牧成通	谷山
同副部長	西山治郎	小枕
体育部長	小稲敏明	真南条下
同副部長	酒井実良	岩崎
ふれあい教育部長	長島義典	野中
同副部長	森本 豊	野中
産業振興農業部長	廣瀬正明	真南条中
同副部長	堀井 聡	真南条上
総務部長	中西敬司	真南条中
同副部長		
開発部長	松尾与史彦	真南条下
同副部長	中澤 彰	リバーサイド野中
アグリステーション部長	小林泰雄	真南条上
同副部長	塚本逸男	野中
健康福祉部長	酒井 優	栗栖野
同副部長	佐圓正樹	宇土
まちむら交流部長	酒井英政	栗栖野
同副部長		
スポーツクラブ21城南代表	酒井清隆	野中
監事	中澤 彰	リバーサイド野中
監事	酒井清隆	野中
会計	圓谷 章	真南条下
広報	石田莞爾	岩崎
NPO 城南ライフサポート理事長	佐藤妙子	野中
事務局主事	安原喜早代	小枕
事務局副主事	南 千江子	小枕

規約改正(案)

現行	改正
(総会) 第12条 総会は、役員、諮問委員会委員、まちづくり協議会委員及び協力団体代表委員をもって構成する。 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。 3 総会は会長が招集する。 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。 5 総会は次の事項を決定する。 (1) 会長、副会長、会計、監事の選出及び事務局長の任命 同意 (2) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること (3) その他、重要事項に関すること (部会) 第14条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に次の部を置く。 (1) <u>生活環境部</u> (2) <u>文化部</u> (3) <u>体育部</u> (4) <u>ふれあい教育部</u> (5) <u>産業振興農業部</u> (6) <u>総務部</u> (7) <u>開発部</u> (8) <u>スポーツクラブ21城南</u> 2 部員は、運営委員会の同意を得て、会長、部長、副部長が会員の中から選任する。 3 部には、部長、副部長及びリーダーを置く。 4 部長及び副部長は、部委員の中から選出する。 5 部長は、部を代表し部を総括する。 6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。 7 部長は、必要があると認めるときは、部員以外の者を出席させ、意見を求める事ができる。	(総会) 第12条 総会は、第7条第1項に規定する役員及び各集落等から選出された関係団体の役員等で構成する。この場合において、同一人が複数の役員等を兼ねる場合は、前条第1項及び第4項の規定の適用は、1人として計算する。 2 以下変更なし (部会) 第14条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に次の部を置く。 (1) <u>生活環境部</u> (2) <u>文化部</u> (3) <u>体育部</u> (4) <u>ふれあい教育部</u> (5) <u>産業振興農業部</u> (6) <u>総務部</u> (7) <u>開発部</u> (8) <u>アグリステーション部</u> (9) <u>健康福祉部</u> (10) <u>まちむら交流部</u> (11) <u>スポーツクラブ21城南</u> 2 以下変更なし

平成 30 年度 事業計画(案)

1. まち協活動の現況

19地区が順次、まちづくり協議会(以下、まち協という)を立ち上げ、平成24年度全ての地区がまち協を発足し、城南地区は、今年度で11年目を迎える。

「篠山市地区のまちづくり推進条例」に基づき各地区が、住民主導で特色のある活動を行うことが定着しつつある。

(1)行政の施策

参画と協働を基本とした、みんなで育てるまちづくりのルールが「篠山市自治基本条例」として平成18年制定され、従来の平等支援から、熱意ある地域を重点に支援する傾向にある。

(あらゆる交付金は、蛇口を開けに行き、開けなかったら出ない)

(2)活動組織の広域化

地域活動の効率化、費用効果から、集落単位から旧村単位の集落が連合し広域化した組織であるまち協に対して支援している。

2. まち協活動について

当初からの学校・都市との交流、子育て支援等、有機的に作用し、多くの取組みの選択肢が出来てきたが、10年の事業を整理しながら進める。

(1)まちづくりの課題に対するアプローチ

①地元の良さの発信が出来ていない

城南は篠山市街の中心から近く地理的に恵まれて、南の玄関であるにも拘らず、城南として関心を持って貰えるような情報を市内外にまだまだ発信出来ていない。

アプローチ:

- ✧ 地区内のお宝を発掘し、多くの方々に知って貰おう。
- ✧ アグリステーションを地元住民の交流場所として積極的にアピールする。
- ✧ フェイスブック等の SNS を積極的に活用する。
- ✧ 篠山市の日本遺産認定、ユネスコ創造都市ネットワーク加盟に呼応したまちむら交流を推進する。

②地域課題解決型事業を継続しながら、補助金頼みの経営から脱却すべく、固定収入源の確保に努めるが、採算の合わない事業に新たな投資を行わない。

アプローチ:

- ✧ アグリステーションに隣接する遊休地を利用し、黒枝豆栽培、収穫作業の徹底的機械化を進める。
- ✧ 黒大豆莢豆の販売ターゲットを富裕層に限定し、ギフトアイテムとしてプレミアム価格を設定する。
- ✧ 鶏ゴボウ飯、おはぎを成徳マルシェの定番として都市部消費者に販売していく。
- ✧ 篠山産業高校と長期契約し、試作品を成徳マルシェで販売していく。
- ✧ カフェ事業は来客数を増やす工夫を行うとともに、焙煎機を活用した業務用サービスを提供することで確実に利益を確保する。

(2) まち協の役割

① 永続性・実効性のある組織づくり

組織の有り方について、他地区の反省点を踏まえ、22年度から組織体制について試行的に推進して来た。

平成24年施行のまちづくり推進条例 第6条「まち協の役割」に沿い、組織の有り方を永続的に考えて行く。

② 自治会長会との協調体制

自治会長会は、行政との重要なパイプとして単位集落の自治活動に責めを負っている。

まち協は、まちづくり推進条例 第7条「まち協および自治会長会」に基づき、自治会長会を重要な諮問機関と位置づけ、新たな取組み等、自治会長会と絶えず相互理解の上、推進する。

③ 設備の整備

長期休暇時の児童クラブのスペース等、今後の活動に見合った拠点や設備の整備が望まれる。また、旧保育園跡を加工所、講習所、将来各種の展示場に活用する。

3. 平成30年度の主要取組み

子育て支援、農業振興、お年寄りの居場所づくりの3本柱を基本に従来からの行事を盛り上げながら事業計画を立てる。

今年度も地域に根付く事業に限定し、活動する。

(1) お年寄りや子育て世代に住んでいてよかったと実感できる地域づくり

① 介護予防事業

コミセンでの「いきいき塾」が1年経過した。やすらぎ園、市スタッフより、他地区と比べて出席率も高く、いい雰囲気できているとの強化を受けている。

今後も、「いきいき塾」参加後の受け皿として集落独自のいきいき倶楽部等の情報の共有化をしながら推進を図る。

② コミュニティースクール運営に積極的参加

城南小学校、幼稚園の「学校地域運営協議会」(コミュニティースクール)に積極的に参加し、子育て世代が都会から移住してもらえる夢ある地域づくりを目指す。

今年度は、①自然と親しみ②創造性を育む目的で、城南小学校児童による山野草を材料にした創作活動をアグリステーションが企画、実施する。

③ 乳幼児から学童まで一貫したこどもの保育環境の確立

アグリステーション内に開設した「城南親子つどいの広場」を積極的にPRし、未就学児童(おなかの中の子供、乳児、幼児)のお母さんが子育てについて悩みを抱えアドバイスや情報が必要なとき、相談できる環境づくりを目指す。

④ グローバル環境に対応できる子供たちの育成

アグリステーションで、英語教室を開催し、世界に羽ばたける子供たちの育成を行う。

(2) 農業振興

①産業振興農業部とアグリステーション部が共同で遊休農地の積極的活用や城南小学校、幼稚園の食育カリキュラム実施の手助けを行い地域に伝わる伝統的農業を後世に残す努力をしていく。

②神戸市灘区成徳地区とのまちむら交流

成徳小学校は、児童約1000人で、交流が活発校区である。平成22年3月、協定に基づき、成徳米づくり、デカンショまつりの受入、野菜市アンテナショップ(以下、ふれあいマルシェ)への出品により交流を深め9年目を迎える。

今後も農産物の加工、販売を軸に農都篠山のPRにつながる継続した事業として取り組む。

4. 部別事業（活動）計画

大文字・太字ゴシックは、30年度推進事項

尚、小文字は、各部で従来から実施していること、および中長期的に実施しようとしている事項を示す。

【総務部】

「まち協」の中核として各部相互間の連絡調整を行うほか、主として次の事業を担当する。

① 「まち協」活動の資料作成と記録、報告作業を行う。

ホームページの編集、更新作業及び会誌「城南の風」の定期的な発行、各戸配布等を通じた広報活動を行う。

各集落の伝統的行事やユニークな催しを自治会長、各部の部長より提供していただく。

② 「城南ふるさとマップ」の各戸配布、コミセンの大看板の次のステップとして、継続事業として、各集落の活動拠点やお宝そのものに看板を設置し、内外に情報を発信する。

③ その他、ほかの部に属さない事項

城南地区内で活躍するスポーツ、その他の団体の対外活動に対する激励・支援など

【生活環境部】

① 高齢者移送サービス

4月から市では公共交通の見直しが行われ、4地区では地区住民による移送、コミバスの3ルートで毎日運行、高齢者・障害者へのタクシー料金の助成が始まった。

城南地区は、他地区と比較すると地理的優位性はあるが、コミバスの他、路線バス、乗合タクシーや市町村有償運送事業も含めた**地区に必要な高齢者移送サービスのあり方について調査、検討を行う。**

② 「ささやま見守り台帳」への登録援助

・篠山市保健福祉部の推進する避難行動要支援の支援者等を定めた個別支援計画である「ささやま見守り台帳」への登録援助

(自治会長、民生・児童委員、民生児童協力委員、福祉委員との協力)

・これに加えて、一人暮らしの老人で見守りが必要な方の援護の在り方について の学習会の検討(自治会長・民生委員・福祉委員との連携)

③ 防犯カメラの設置・活用

防犯カメラ設置は、犯罪抑止効果が大きく、これ以外の個所の設置を検討する。

- ④ 悪質リフォーム・金融詐欺・しつこい投資勧誘の見張り
 - ・民生委員・福祉委員との連携と相談
 - ・自宅周辺での交通事故防止・免許証返納制度の説明
- ⑤ 防災マップ(緊急時避難場所・安否確認のシステム)の活用と防災訓練
- ⑥ 環境保全のための活動 → 景観保持のための作業(河川・山林・歴史的建造物・桜)と防犯活動(地区内巡回・防犯灯点検・危険箇所の改善を継続する。
- ⑦ 防災訓練
- ⑧ 「あぶない」看板の作製
子ども達の事故を防ぐために、追加、更新等、継続して対応する。

【ふれあい教育部】

参加者が減少傾向にある現行事業を見直すとともに、これからのふれあい教育について考えていく。

今年度は、昨年好評だった「真夏のフェスタ」を開催する。

【体育部】

- ① 城南地区体育大会・グラウンドゴルフ大会・囲碁ボール大会
今年度は、子どもの参加を呼びかける。
実施に当たっては、安全・安心に行事が行えるよう道具の改善を継続して織り込んで行く。
- ② スポーツを通じて人間関係を深め、住民の健康増進と体力増強につとめる
最近、健康に関する関心はますます高まり、食生活の改善、運動不足解消について取組む人を応援する。
- ③ スポーツクラブ21城南や松寿会を主メンバーとした「ふれあいグラウンドゴルフ」などの各種スポーツの活動を支援する。
- ④ お宝ウォーキング(開催時期、内容等を検討し盛り上げを図る)

【文化部】

- ① リサイクルバザー
今年度は、広報誌等、広く案内し沢山の出品をお願いする。
住民の厚意によるリサイクル商品を提供して頂き、体育祭、文化部発表会開催時に販売する。
人気があり多くの参加をして頂いている。体育大会と同日開催は人手不足であり、単独実施か、他の催しと共催を検討する。
売れ残りが多くあり出品の要請方法について工夫が必要
- ② 文化祭(サークル活動発表会)
盛り上げを図るため、各種サークル・同好会、書画、陶芸等の発表の場とし、三味線その他、発表会等、地区の子どもや学生、外部の団体の参加もお願いする。
実施に当たっては、リサイクルバザーとの共催、収穫祭等との開催時期を考慮する。
- ③ 城南地区で語り、歌い続けられた民話、「城南音頭」などを後世に継承していく。

【産業振興農業部】

① 先進地視察

実効性のあるテーマを検討し、選定する

② 収穫祭(農産物品評会)

農業振興の一助として文化部との共催で、収穫祭(農産物品評会)を実施する。

農産物の加工法の講習会、試食会、即売会等検討する。

計画段階から自治会長により農会長への出品要請や、アグリステーション、学校との連携、農具に展示、農業クイズ、賞品等を検討し、盛り上げを図る。

【スポーツクラブ21城南】

地区住民のふれあいの場づくりをスポーツと文化活動をとおして進め、約 90 名の会員を有している。

現在、グラウンドゴルフ(雨天:囲碁ボール)、すずめの学級(童謡・唱歌唄う会)、少年野球、親子混成ファミリーバトミントンを開催している。

定期開催のふれあいグラウンドゴルフ等、関連部、関連団体と連携し地区内相互の親睦を図る。

① 体験イベントの開催

会員拡大のため、体験イベントを 30 年度も実施する。

② クラブ代表による実行委員会開催

③ 各クラブ間に意見の交換・集約、改善を行う。

④ こどもから高齢者が楽しめる種目の検討

【アグリステーション部】

■ 組織運営について

アグリステーションは平成 28 年 2 月設立から 3 年目を迎えたが、地域での認知度、理解度はいまだ十分とは言えない。仕組みづくりも一通り終わった当組織ではあるが、参加者、スタッフの拡大は執行部の個人的つながりで行われてきた。今後より多くの課題に対応するためには、城南地区からの参加者、スタッフの連携先の拡大を進める必要がある。

■ 財政について

より安定した組織運営を継続させるためには収入源の確保が喫緊の課題となる。会費、寄付、事業、補助金の収入が 4 本柱となるが、地域課題解決の事業を優先していくと事業収入の増加がさほど見込めない。地域課題解決活動については賛同者を増やし、会費、寄付金収入の増加を目指すとともに、収益事業については効果的な投資と適切な利益を生む経営システムの構築を目指す。

平成 30 年度の具体的な取り組み項目とアクションプランは以下のとおりとする。

取組項目	取組の目的・内容
黒大豆事業	目的：コストパフォーマンスを迫及したビジネス展開。 ①土づくりから栽培、収穫、販売、加工まで自力行い、消費者が信頼できる商品づくりを目指す。 ②機械化を進め労力、コスト面での大幅な改善を目指す。 ③ターゲットを富裕層に定めた英豆のギフト市場を首都圏、阪神圏に作り上げる。 ④黒大豆加工品は競合が激しく、プレミアム商品として差別化できるもののみ開発していく。
鶏ごぼう飯、その他の特産品加工事業	目的：丹波篠山特産品の PR ①鶏ごぼう飯、おはぎを成徳マルシェで販売する。 ②篠山産業高校と長期契約し、黒大豆、その他の特産品を使った加工品を開発、神戸成徳マルシェで販売する。
カフェ事業	目的：市内外から人が集まり、交流できるアグリステーションを目指す。 ①園庭に建つパオを喫茶スペースにし、自家焙煎、挽きたてコーヒーを提供するユニークなコーヒーショップに仕立て上げる。 ②週 5 日（水～日曜日）OPEN で売上アップを目指す。 ③パオの空調工事をし、快適な喫茶環境づくりをする。 ④焙煎工房で珈琲、黒大豆を焙煎・加工し、業務用市場の開拓を進める。 ⑤アグリ園庭にぶどうの木を植栽し、景観を整え集客を促す。 ⑥国道 372 号線、県道 306 号線に誘導看板を設置する。
子供たちの情操教育	目的：児童が自然とふれあう機会をつくるとともに、情操教育や創造性を培う。 ①課外活動として山野草の採取とそれらを材料にした創作活動を行う。 ②英会話教室を開設し、城南児童のグローバル感覚を培う。 ③幼稚園のサツマイモ栽培、餅つき体験、小学生の黒大豆栽培を継続して行う。

◆連携する内容と連携相手は以下のとおり

1. 神戸大学イノベーションラボと連携し、新規事業のマーケティング活動を展開
2. 神戸大学フィールドステーションと連携し、篠山産業高校商業科 OJT の一環として当

ステーションのオリジナル商品を開発

3. 元ペルー館を運営していた上田謙治郎氏にコーヒーの焙煎工房を任せ、業務用コーヒーの販路を開拓
4. John Rachel 氏を講師に迎え、生活に密着した英語を教えるとともにものの考え方や見方も教えていく。

【開発部】

まち協会の意識調査の実施

まちづくり協議会の活動が会員に理解されているかどうか、地域の活性化や住民生活にどの程度役立っているかなどを会員の皆様からご意見をお聞きし、当協議会の行動指針策定に反映させる。

【健康福祉部】(自治会長・見守りスタッフとの連携による)

介護予防事業(いきいき塾)

自治会長、各集落の見守りスタッフの方々のご協力のお蔭で、昨年12月で1年が経過した。リピートの方もあり、効果を体感している方が多いようです。介護予防のノウハウを知ってもらい、地域で高齢者の健康を支える態勢を目指しています。継続した見守りスタッフの選任が必須であり、引き続きご協力をお願いいたします。

①「いきいき塾」のフォロー

見守りスタッフの継続的な選任のための自治会長との連携。取決め事項の見直し等、健康課、やすらぎ園、見守りスタッフとの連携による事業の円滑な推進を図る。

②「いきいき倶楽部」「いきいきサロン」の相談窓口

いきいき塾で鍛錬された方の参加場所として、集落単位の「いきいき倶楽部」「いきいきサロン」が必要であり、特色を出し、進められている。健康福祉部として、ノウハウは無いが、今後、立上げを検討している集落に対する情報提供や相談窓口の役割を果たす。

新設【まちむら交流部】

昨年に引き続き神戸市灘区成徳地区と交流事業を行う。

- ① 田植え体験、芋掘り、稲刈り体験に招待し、併せて子供たちに生き物観察などを体験してもらい篠山、城南の良さを知ってもらう。
- ② デカンショ祭りへ招待し、「城南・成徳連」を組踊に参加する。
- ③ 成徳地区「六甲道南公園」で7月～1月の第3火曜に実施される成徳マルシェに城南の新鮮野菜や加工品を販売する。
出品参加者の増を図ると共にお客様の要望にきめ細かく対処し、売り上げ増を図る。
- ④ 一度成徳地区を含め神戸へ来てほしい旨要請を受けており、訪問の可否を検討する。

平成29年度：城南地区まちづくり協議会収支決算書

平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	目	決 算 額	摘 要
	項 目		
前年度からの繰越金		617,693	
1. 売上・収入		1,717,051	
	1. 総務部（マルシェ）	116,669	売上手数料
	2. アグリステーション	1,248,382	黒大豆莢豆、加工食品、コーヒー、施設維持協力金
	3. 会員会費	352,000	@400円×880人
2. （県）交付金		1,800,000	
	1. アグリステーション 開設・運営補助金	1,800,000	がんばる地域交流・自立応援事業 1,000,000円、 地域おこし協力隊等起業家モデル事業 800,000円
3. （市）交付金		1,553,500	
	1. 事務員費	382,500	
	2. まちづくり運営補助	635,500	
	3. まちづくり計画活動	535,500	
4. （他）交付金		25,000	
	1. 産振部視察バス補助	25,000	公益社団法人 兵庫みどり公社
6. その他収入		337,162	
	1. バザー売上	62,200	
	2. 収穫祭売上	6,200	
	3. コピー機使用料	80,000	
	4. 成徳食事代	123,600	
	5. バス視察参加負担金	25,000	
	6. その他	40,000	
7. 受取利息		2	
8. 受取配当金		160	JA出資金配当
収 入 合 計		6,050,568	

(支 出 の 部)

(単位 : 円)

科 目	項 目	決 算 額	摘 要
1. 原価 (総務・マルシェ)		198,253	商品運搬車両高速代、ガソリン代、出役料
2. 原価 (アグリステーション部)		2,939,315	原価明細は別紙に記載
3. 事業費 (総務部)		266,061	
	1. 広報誌	195,861	
	2. 敬老会	60,000	
	3. その他	10,200	
4. 事業費 (生活環境部)		181,980	
	1. 表示板	181,980	
5. 事業費 (ふれあい教育部)		48,970	
	1. 三世代ランドゴルフ	48,970	
6. 事業費 (体育部)		79,383	
	1. 体育祭	26,824	
	2. 囲碁ボール大会	12,333	
	3. ウォーキング	8,884	
	4. グランドゴルフ	31,342	
7. 事業費 (文化部)		96,665	
	1. バザー	10,813	
	2. 文化祭	85,852	
8. 事業費 (産業振興農業部)		285,797	
	1. まちむら交流	16,330	
	2. 先進地視察	211,697	
	3. 収穫祭	57,770	
9. 事務局		379,709	
	1. 切手代	16,420	
	2. 事務用品	50,874	
	3. その他	312,415	
10. 報酬・手当		380,000	
12. 修繕費		17,000	
13. 光熱水費		32,784	
	1. 水道代	32,784	
14. 通信費		82,691	
	1. 光通信費	82,691	
15. 支払手数料		632	
16. 事務消耗品費		344,147	
	1. コピー機使用料	344,147	
17. 未払い金		355,324	
	1. 長期借入金返済	327,531	
	2. その他の未払金	27,793	
次年度への繰り越し金		741,566	
支 出 合 計		6,050,568	

城南地区まちづくり協議会

原 価 明 細 (案)

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

アグリステーション部

単位 (円)

科 目	金 額	摘 要
1. 事業税・法人税等	72,000	法人県民税、市民税
2. 固定資産税	22,600	固定資産税
3. 支払利息	18,801	長期借入金利息
4. 人件費	400,000	出役費
5. 報酬・手当	94,800	税理士、経営情報システム、黒豆栽培指導費
6. 材料・商品仕入れ	210,000	食材及び商品仕入れ、他
7. 交通費	20,000	高速代、電車代、駐車料、等
8. 広告宣伝費	48,000	電柱広告掲出料、看板製作費
9. 業務委託費	280,000	農地全耕、畝立て全耕、黒豆中耕婆培土、等
10. 水道光熱費	240,000	ガス代、電気代
11. 什器・備品	190,000	オープン購入、等
12. 交際費	6,000	食の未来塾懇親会及び忘年会、等
13. 事務消耗品費	5,000	北°-機用紙代、インク代、等
14. 運送費	12,000	はっぱや配送費
15. 修繕費	80,000	北°-機修理代、IPON点検・保守、等
16. 賃借料	17,000	農地借上げ料
17. 保険料	9,000	製造物賠償責任保険料
18. 雑費	57,799	お茶、飲料、弁当代、等
合 計	1,783,000	

平成 29 年度事業報告書

特定非営利活動法人 城南ライフサポート

1. 活動の成果

放課後学童保育事業において1日あたり年間平均69名、最大101名の児童の利用がありました。地域においてなくてはならない事業となっており、多くの方々に喜ばれています。月別学年別の利用実績は下表の通りです。

**平成29年度 城南児童クラブ
登録児童一覧表**

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1年	12	13	13	16	16	13	14	13	14	14	13	14	165
2年	18	14	14	21	20	13	13	12	15	15	10	16	181
3年	20	17	17	24	22	15	14	13	18	16	13	18	207
4年	18	15	15	23	23	13	13	13	18	17	13	18	199
5年	7	2	2	13	13	2	2	2	4	4	2	4	57
6年	3	1	1	4	5	1	1	1	3	3	1	1	25
合計	78	62	62	101	99	57	57	54	71	68	52	75	834

2. 地域との連携

放課後学童保育事業においては、毎日1名以上の地域スタッフ(補助指導員)の参加があり、児童との交流が活発に行なわれています。また、年5回地域のボランティアにより手作りおやつを作っていただき、児童は大変喜んでおります。夏期休業中は、大学生、高校生にも多数ご協力いただき、長時間の学童保育を楽しく過ごすことができました。

3. 事業実施体制

通常総会

年1回開催(5月16日)

開催場所: スポーツクラブ21城南クラブハウス

参加者: 理事、正会員

理事会

平成30年2月5日 10時~1時30分

開催場所: スポーツクラブ21城南クラブハウス

参加者: 理事 8名

議事内容: 定款の変更、役員改選案

実施委員会 毎月1回開催

(4/18 5/16 6/14 7/12 9/20 10/18 11/22 12/13 1/17 2/20 3/13)

開催場所: スポーツクラブ21城南クラブハウス

参加者: 理事、正会員、学童保育指導員、ボランティア

主な事業

定期実施	
毎週水曜	読み聞かせ(1年生対象)
毎月	お誕生日会
5・6・10・12・2月	手作りおやつ

6月22日	防火訓練
8月10日	夏祭り
11月1日	来年度入所受付開始
1月19日	保護者説明会

会員数 正会員：11名 賛助会員：92名

従事者 学童保育指導員：5名
 補助指導員（地域スタッフ）：15名
 アルバイト：およそ7名

第2号議案					
平成29年度 城南ライフサポート収支決算書					
収入の部				単位: (円)	
科目		決算額	摘要		
前年度繰越金		122,626			
受取会費		114,000	正会員@2000×11人 賛助会員@1000×92人		
市補助金		12,612,000			
保育料		3,847,400			
利息		37			
合計		16,696,063			
支出の部					
科目		決算額	摘要		
事業費	人件費	給料手当	13,259,737		
		労災・社会保険	1,631,791		
		交通費	100,800		
	その他経費	燃料費・旅費	49,504		
		保険料（児童傷害）	85,600	@800×107人	
		衛生・安全対策費	82,351	インフル予防注射他	
		原材料・備品購入費	439,498	プロジェクター・パソコン	
		光熱費	258,000	(電気代10,000 水道1,000ガス500)×12か月 + 120,000	
		修繕費	27,864		
		消耗品	233,015	玩具・文具・本 他	
		利用料	242,400	スポーツ21・インターネット・コピー機	
		役務費・通信費	51,244	保育料振替手数料	
	管理費	人件費	給料手当	0	
交通費			8,000	監査委員	
合計		16,469,804			
		収入総額	16,696,063		
		支出額	16,469,804		
		残額	226,259		

城南地区まちづくり協議会運営協力団体

自治会長会	
自治会名	氏名
北	堀本 雅夫
ひまわり	藤井 克法
野中	西潟 弘
リバーサイド野中	岸本 宏昭
谷山	西牧 成通
岩崎	酒井 実良
宇土	佐圓 正樹
小枕	西山 治郎
真南条上	堀井 聡
真南条中	廣瀬 正明
真南条下	小稲 敏明
栗栖野	酒井 優
事務局	安原 喜早代
事務局	南 千江子
事務局	コミセン 城南会館

まちづくり協議会委員	
自治会名	氏名
北	酒井 均
ひまわり	細川 商則
野中	磊 政雄
リバーサイド野中	長田 弘美
谷山	酒井 良昌
岩崎	小林 豊
宇土	小前 雅弘
小枕	畑中 卓也
真南条上	中西 喜義
真南条中	岸本 英樹
真南条下	松尾 昌彦
栗栖野	酒井 博之

体育委員	
自治会名	氏名
北	澁谷 克彦
ひまわり	畑 嘉文
野中	大西 信令
リバーサイド野中	金風 正三
谷山	杉本 薫
岩崎	増井 祐介
宇土	小前 久幸
小枕	中西 孝司
真南条上	小林 和也
真南条中	本荘 潤也
真南条下	宮本 浩輔
真南条下	小稲 純子
栗栖野	田中 正吾

人権のまちづくり推進委員	
自治会名	氏名
北	小林 孝司
ひまわり	安藤 徳幸
野中	杉谷 栄
リバーサイド野中	波多野 健
谷山	酒井 良昌
岩崎	小林 豊
宇土	佐圓 茂雄
小枕	浜田 良一
真南条上	辻 直通
真南条中	酒井 建
真南条下	松尾 和典
栗栖野	酒井 義範

民生委員・児童委員	
担当地区名	氏名
北・ひまわり リバーサイド野中	澁谷 茂巳
野中・谷山	廣瀬 芳孝
岩崎・宇土	酒井 道子
小枕	西山 治郎
真南条上・中	中西 直子
真南条下・栗栖野	田中 義顕

福祉委員	
自治会名	氏名
北	澁谷 美鈴
ひまわり	仁木 記代美
野中	西潟 弘
リバーサイド野中	宮崎 弘利
谷山	杉本 清美
岩崎	酒井 加世子
宇土	小前 久雄
小枕	小村 美恵子
真南条上	和田 二恵
真南条中	中西 敬司
真南条下	小林 加代
栗栖野	酒井 喜美代

農会長	
自治会名	氏名
北	藤本 武則
野中	塚本 逸男
谷山	西垣 輝応
岩崎	酒井 享一
宇土	小前 久徳
小枕	西野 英彦
真南条上	小林 完也
真南条中	中西 康二
真南条下	圓谷 章
栗栖野	酒井 正人

民生・児童協力委員	
自治会名	氏名
北	藤本 邦子
ひまわり	木曾 智和子
野中	杉本 ムツ子
リバーサイド野中	中澤 彰
谷山	室垣 多江
岩崎	酒井 あや子
宇土	小前 一郎
小枕	畑中 卓也
真南条上	小林 郁子
真南条中	本荘 美登利
真南条下	松尾 美喜子
栗栖野	酒井 喜美代

防犯委員	
自治会名	氏名
北	小畠 健吾
ひまわり	塚本 太
野中	西潟 弘
リバーサイド野中	佐藤 孝博
谷山	杉本 薫
岩崎	松崎 典男
宇土	木下 晴夫
小枕	西山 信浩
真南条上	堀井 聡
真南条中	廣瀬 正明
真南条下	小稲 敏明
栗栖野	早崎 直行

松寿会	
自治会名	氏名
城南松寿会会長	小林 泰雄
第一松寿会	田中 眞一
第二松寿会	佐圓 美治
第三松寿会	畑中 源文
第四松寿会	渡瀬 弥生
第五松寿会	小林 雅彦
第六松寿会	岸本 廣高
第七松寿会	小林 孝
第八松寿会	酒井 英政

城南地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は地域課題の解決に向け、地域の特色、個性を大切にしながら、地域住民の創意工夫と責任のもと、以下に掲げるような共同活動を行うことにより、地域力を高め住みよい城南地区を形成していくことを目的とする。

- (1) 人権のまちづくりの推進
- (2) 地域の健康・福祉の推進
- (3) 地域防災・地域防犯活動の推進
- (4) 地域環境の保全
- (5) 教育・文化・スポーツ活動
- (6) 地域の芸能文化の継承と振興
- (7) 地域で発生した課題の解決
- (8) 域資源の発掘・活用
- (9) 地域内および外部とのコミュニティ活動の推進（都市と農村との交流）
- (10) 学校と連携を深め、子どもの育成への地域ぐるみの支援
- (11) 農業の振興と特産品の創造、商品化によるコミュニティビジネスの展開

(名称)

第2条 この会を城南地区まちづくり協議会（以下「協議会」という）と称し、まち協と呼称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次の通り置く。

篠山市小枕130番地（コミュニティセンター城南会館内）

(区域)

第4条 協議会の活動範囲区域は城南地区内とする。

第2章 組織

(会員)

第5条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 城南地区に居住する住民
- (2) 城南地区住民で活動する自治会、団体
- (3) 城南地区に住所を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認める者

(入会)

第6条 前条に規定する者が入会意志を示した場合には、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 部長
- (4) 副部長

- (5) 事務局長
- (6) 監事
- (7) 会計
- (8) 広報
- (9) 事務局主事
- (10) 事務局副主事
- (11) 顧問
- (12) 市役所サポート職員

2 会長、副会長、会計及び監事は総会において選出する。

3 事務局主事及び事務局副主事は会長が任命する。

4 部長は各部において選出する。

5 顧問は総会の同意を得て会長が任命する。

(役員の職務)

第8条 協議会の役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、自治会長会等の各種団体から構成された協議会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

(3) 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。

(4) 会計は、協議会の活動の財務を司ると共に会計事務を処理する。

(5) 事務局長、事務局主事は、協議会事務を総括する。

(6) 顧問は経験と知識をもって助言する。

(役員の任期)

第9条 前条の役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会、部会及び諮問委員会（以下「会議」という）とする。

2 その他、会議についての詳細は別に定める。

(会議の開催及び運営)

第11条 会議は過半数以上の構成員が出席しなければ開催できない。

2 会議は原則公開とする。

3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長または部会長の決するところによる。

(総会)

第12条 総会は、役員、諮問委員会委員、まちづくり協議会委員及び協力団体代表委員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5 総会は次の事項を決定する。

(1) 会長、副会長、会計、監事の選出及び事務局長の任命 同意

(2) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること

(3) その他、重要事項に関すること

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、会長、副会長、会計、広報及び事務局により構成する。

2 運営委員会は、主要な事業計画、規約の改正を検討し、諮問委員会に相談する。

3 運営委員会は、事業実施に於ける問題点の解決について審議決定し、主要問題点は、諮問委員会に相談する。

4 運営委員会は、会長が招集する。

5 会長は、運営委員会の議長となる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第14条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に次の部を置く。

(1) 生活環境部

(2) 文化部

(3) 体育部

(4) ふれあい教育部

(5) 産業振興農業部

(6) 総務部

(7) 開発部

(8) スポーツクラブ21城南

2 部員は、運営委員会の同意を得て、会長、部長、副部長が会員の中から選任する。

3 部には、部長、副部長及びリーダーを置く。

4 部長及び副部長は、部委員の中から選出する。

5 部長は、部を代表し部を総括する。

6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

7 部長は、必要があると認めるときは、部員以外の者を出席させ、意見を求める事ができる。

(部間の調整)

第15条 部間の調整は運営委員が当たることとする。ただし、部相互の協議により協議する場合はこの限りではない。

(諮問委員会)

第15条の2

1 諮問委員は、各集落から選出された自治会長によって構成する。

2 協議会の運営について、運営委員会より相談された主要な事業計画、規約の改正の検討及び、事業実施に於ける主要問題点の解決について助言する。

第4章 財務

(会計)

第16条 協議会の運営等に要する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会は下記の会計を有する。

(1) まち協活動

事業をより効果的に進めるため自主財源として単位自治会より納付される活動費

(2) 篠山市まちづくり協議会運営資金

(3) その他各種補助金

3 費用弁償

協議会の円滑な運営を図るため別紙「支給規則」に基づき費用弁償をする。

4 会計間の資金の移動

会計間、科目間の資金移動を認める。

5 協議会の会計年度

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第17条 前条第2項第1号の規定により徴収する会費は一世帯あたり年額400円とする。

第5章 その他

(規約の変更)

第18条 この規約を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第19条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

附則

本規約は、平成19年7月1日から施行する。

本規約は、平成20年7月5日一部改正する。

本規約は、平成21年7月18日一部改正する。

本規約は、平成22年5月15日一部改正する。

本規約は、平成23年5月14日一部改正する

本規約は、平成25年5月18日一部改正する。

○篠山市地区のまちづくり推進条例

平成 24 年 6 月 28 日

条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市内各地区のまちづくりについて、市、市民及びまちづくり協議会の役割を明らかにするとともに、市の支援策等に関し必要な事項を定めることにより、明るく住みよい地区のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区 生活基盤及び歴史・文化を共有し、地域の個性及び特性を発揮できる区域であって、規則で定めるものをいう。
- (2) まちづくり 地区に居住する住民の合意に基づき、住みよさ及び地域力の維持と向上を目的として行う自主的な活動をいう。
- (3) まちづくり協議会 地区のまちづくりを総合的かつ主体的に行う団体で、当該地区の住民及び地区の地縁に基づいて形成された団体等で構成され、自律的な運営が行われるコミュニティ組織をいう。
- (4) まちづくり計画 地区の将来像及びそれを達成するための事業計画をいう。
- (5) 地区自治会長会 各地区に属する集落を代表する自治会長によって構成される地区の組織をいう。

(基本理念)

第 3 条 地区のまちづくりは、篠山市自治基本条例(平成 18 年篠山市条例第 32 号)第 3 条及び第 20 条の規定に基づき、地区の自主性を尊重し、地区及び市が相互の役割を理解しながら協働して行われるものとする。

(市の役割)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という)に基づき、地区のまちづくりを推進するために、必要な施策を講じなければならない。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、基本理念に基づき、地区への関心を高めるとともに、地区のまちづくりの推進に参画するものとする。

(まちづくり協議会の役割)

第 6 条 まちづくり協議会は、地区住民の合意により、住みよい安心安全の地域づくり、福祉の向上並びにコミュニティの増進及び活性化の取組等、地区のまちづくりの推進に努めるものとする。

(まちづくり協議会及び地区自治会長会)

第 7 条 まちづくり協議会は、地区自治会長会と一体となり、又は相互に協力し、地区のまちづくりの推進に努めるものとする。

(まちづくり計画の策定)

第 8 条 まちづくり協議会は、地区のまちづくりを継続的かつ計画的に実施するため、まちづくり計画を策定することができる。

(まちづくり計画の尊重)

第 9 条 市は、まちづくり協議会が策定するまちづくり計画を尊重するものとする。

(まちづくり協議会への支援)

第 10 条 市は、まちづくり計画の策定及び当該計画に基づくまちづくり活動が進捗するよう、まちづくり協議会に対して技術的支援及びその他の処置を講ずるとともに、予算の範囲内において、財政支援をすることができる。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

城南地区まち協 取組み状況

NO	取組事項	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
1	まち協	7											
2	三世代交流 (通学合宿、グラウンドゴルフ)	9											
3	(県) 県民交流広場事業		10										
4	活動拠点整備 (コミセン増改築)			4									
5	NPO法人設立 (城南ライフサポート)				3								
6	城南児童クラブ				4								
7	農産品加工所											1	
8	神戸大 フィールド演習受入			4									
9	まち＊むら交流 (灘区成徳地区)				3								
10	(県) ふるさと自立計画 推進モデル事業				4								
11	(県) がんばる地域 自立応援事業												